

御 市 第 2 6 4 号
令和7年6月27日

一般廃棄物処理業許可証

住所 静岡県御前崎市宮内 248 番地の 5
氏名 株式会社アドバンス中部サービス
代表取締役 高瀬 晴康
電話 0537-86-5847

令和7年5月23日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、御前崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり許可します。

御前崎市長 下村 勝



記

1. 取扱一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物（粗大ごみに限る）
 2. 業務の内容 一般廃棄物の収集、運搬
 3. 有効期間 2025年7月1日から2027年6月30日まで（2年間）
 4. 営業区域 御前崎市内全域
 5. その他（環境衛生上必要な条件）
 - (1) 業務遂行にあたっては関係法令等を遵守し環境衛生上支障のないよう万全を期し、適正な運搬及び処理を行うこと。
 - (2) 取扱一般廃棄物の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に定義されている廃棄物に限る。
 - (3) 一般廃棄物の収集運搬には、参考資料の「3. 許可車両」に記載された収集運搬車両を使用すること。
 - (4) 環境保全センターへは営業区域以外の廃棄物を搬入してはならない。
 - (5) 一般廃棄物の積替え及び保管行為は禁止する。
 - (6) 有効期間内の年度毎で年間計画書を作成して、毎年4月中旬に市へ提出すること。
 - (7) 帳簿に下記の内容を記載して、5年間保存すること。
 - ① 収集又は運搬年月日
 - ② 収集区域又は受入先
 - ③ 運搬方法及び運搬先への搬入量

* 上記①②③は一般廃棄物の種類ごと記載すること。
 - (8) 一般廃棄物の収集運搬について、毎月とりまとめ、翌月10日までに報告すること。
 - (9) 申請内容（排出事業者含む）を変更しようとするときには事前に市と協議すること。
 - (10) 搬入するときは環境保全センターの職員の指示に従うこと。
- ※ 上記の条件に違反する行為をした場合は、その許可を取り消し、又は、期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。